

2019年2月14日

各位

山形県山形市旅籠町三丁目2番3号
株式会社 きらやか銀行

「改正債権法」を踏まえた預り資産（投資信託・債券）に係る規定及び
約款の改定について

株式会社きらやか銀行（本店 山形市 頭取 栗野 学）では、2020年4月施行の改正民法（債権法）を踏まえ、下記の通り預り資産（投資信託・債券）に係る規定及び約款を改定いたします。

なお、改定後の規定及び約款は、改定前よりお取引いただいているお客様に対しても適用されますので、予めご了承ください。

以下に今回の改定の内容を掲示しておりますが、印刷した規定及び約款の交付をご希望の場合は、当行本支店窓口へお申し出ください。

記

1. 対象となる規定及び約款

- (1) 投資信託総合取引規定
- (2) 特定口座に係る上場株式等保管委託約款
- (3) 特定口座に係る上場株式等配当金受領委任に関する約款
- (4) 非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する規定
- (5) 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款
- (6) 保護預り規程兼振替決済口座管理規程
- (7) 一般債振替決済口座管理規程

2. 改定日 2020年4月1日（水）

3. 主な改定内容

- ・各規定及び約款変更時の周知方法についての明確化
 - ・2019年度税制改正に伴う2023年1月1日よりの未成年者口座に関する適用年齢の変更について
- 以下、下記新旧対比表参照

(1) 投資信託総合取引規定

投資信託総合取引規定 新旧対比表 (2020年4月1日改定)		
改定前	改定後	備考
<p>第8章 雑則</p> <p>第55条(総合取引の解約)</p> <p>(5) お客様が第61条に定めるこの規定の改定に同意しないとき</p> <p>(6) お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる社会悪等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき</p> <p>(7) お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</p> <p>(8) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき</p> <p>第61条(本規定の改定)</p> <p>この規定は、法令の変更、監督官庁ならびに振替機関の指示または日本証券業協会が定める諸規則の変更、その他必要な事由が生じた場合には、改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、この規定の改定に同意いただいたものとして取扱います。かかる改訂が行われた場合は、お客様と当社との間の総合取引に関する取扱いは改訂後の規定に従うこととします。</p> <p>(附 則)</p> <p>この規定は、2018年10月1日より適用いたします。</p>	<p>第8章 雑則</p> <p>第55条(総合取引の解約)</p> <p>(5) 左記を削除</p> <p>(5) お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる社会悪等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき</p> <p>(6) お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</p> <p>(7) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき</p> <p>第61条(本規定の改定)</p> <p>この規定は、法令の変更、監督官庁ならびに振替機関の指示または日本証券業協会が定める諸規則の変更、その他必要な事由が生じたときに、<u>民法第549条の4の規定に基づき改定されることがあります。改訂を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその相当の方法により周知します。</u></p> <p>(附 則)</p> <p>この規定は、<u>2020年4月1日</u>より適用いたします</p>	<p>現行の(5)の条文を削除し(6)～(7)を繰上げ</p> <p>条文の変更</p>

(2) 特定口座に係る上場株式等保管委託約款

特定口座に係る上場株式等保管委託約款 新旧対比表 (2020年4月1日改定)		
改定前	改定後	備考
<p>(約款の変更)</p> <p>第15条</p> <p>この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、申込者の従来の権利を制限する若しくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更に同意したものとします。</p> <p>(附則)</p> <p>この約款は、平成2018年1月1日より適用いたします。</p>	<p>(約款の変更)</p> <p>第15条</p> <p>この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第549条の4の規定に基づき改定されることがあります。改訂を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他の方法により周知します。</u></p> <p>(附則)</p> <p>この約款は、<u>2020年4月1日</u>より適用いたします。</p>	<p>文言の変更</p>

(3) 特定口座に係る上場株式等配当金受領委任に関する約款

特定口座に係る上場株式等配当金受領委任に関する約款 新旧対比表 (2020年4月1日改定)		
改定前	改定後	備考
<p>〈約款の変更〉</p> <p>第8条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、申込者の従来の権利を制限する若しくは申込者に新たな義務を課するものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更に同意したものとします。</p> <p>〈附則〉 この約款は、平成2018年1月1日より適用いたします。</p>	<p>〈約款の変更〉</p> <p>第8条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改訂を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他の方法により周知します。</u></p> <p>〈附則〉 この約款は、<u>2020年4月1日</u>より適用いたします。</p>	<p>文言の変更</p>

(4) 非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する規定

非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する規定 新旧対比表 (2020年4月1日改定)		
改定前	改定後	備考
<p>第16条 (規定の改定)</p> <p>この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限しない場合、もしくはお客様に新たな義務を課するものでない場合には、特段の行為がなくとも、お客様と当行の間には改定後の規定と同内容の規定が成立するものとして取扱います。</p> <p>2 前項の改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、もしくはお客様に新たな義務を課するものである場合には、当行はその内容をお客様に通知します。</p> <p>3 前項の通知は、改定の内容が軽微である場合に限り、当行ホームページへの掲載または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告に代える場合があります。</p> <p>4 第2項の通知または第3項の掲載・公告が行われた後、お客様から所定の期日までに異議の申し立てがない場合には、規定の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>附則 この規定は、2018年10月1日より適用させていただきます。</p>	<p>第16条 (規定の改定)</p> <p><u>この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改訂を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその相当の方法により周知します。</u></p> <p>2～4を削除</p> <p>附則 この規定は、<u>2020年4月1日</u>より適用させていただきます。</p>	<p>文言の変更</p>

(5) 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款 新旧対比表 (2020年4月1日改定)		
改定前	改定後	備考
<p>第2章 未成年者口座の管理 《未成年者口座開設届出書等の提出》 第2条 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当行が定める日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号及び同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止届出書」を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止届出書の交付の基となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止届出書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当行では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当行にて保管いたします。</p> <p>2～3省略</p> <p>4 お客様がその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日までに、当行に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合又は租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の18の8第5項で定めるやむを得ない事由（以下、「災害等事由」といいます。）による移管又は過渡で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記</p>	<p>第2章 未成年者口座の管理 《未成年者口座開設届出書等の提出》 第2条 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当行が定める日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号及び同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止届出書」を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の18の8第20項により読み替えて使用する同令第25条の18第22項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止届出書の交付の基となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止届出書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当行では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当行にて保管いたします。</p> <p>2～3省略</p> <p>4 お客様がその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日までに、当行に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合又は租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の18の8第5項で定めるやむを得ない事由（以下、「災害等事由」といいます。）による移管又は過渡で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記</p>	<p>文言挿入</p> <p>第5項から第8項へ変更</p>

未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款 新旧対比表 (2020年4月1日改定)		
改定前	改定後	備考
<p>録又は預入れがされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による過渡等」といいます。）が生じた場合を除きます。には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。</p> <p>《非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定》 第3条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき指管口座簿への記載又は記録がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項各号に掲げるものをいいます。この約款の第14条から第18条、第18条及び第24条第1項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。））につき、当該記載又は記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。は、平成28年から平成35年までの各年（お客様がその年の1月1日において20歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p> <p>2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年において、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止届出書」が提出された場合においては、所轄税務署長から当行にお客様の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があった日（設定しようとする非課税管理勘定に係る年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</p> <p>3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき指管口座簿への記載又は記録がされる上場株式等につき、当該記載又は記録に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。は、平成36年から平成40年までの各年（お客様がその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p>	<p>録又は預入れがされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による過渡等」といいます。）が生じた場合を除きます。には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。</p> <p>《非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定》 第3条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき指管口座簿への記載又は記録がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第14条から第18条、第18条及び第24条第1項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。））につき、当該記載又は記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。は、2018年から2023年までの各年（お客様がその年の1月1日において20歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p> <p>2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年において、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止届出書」が提出された場合においては、所轄税務署長から当行にお客様の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</p> <p>3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき指管口座簿への記載又は記録がされる上場株式等につき、当該記載又は記録に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。は、2024年から2028年までの各年（お客様がその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p>	<p>文言変更</p> <p>西暦へ変更</p> <p>文言変更</p> <p>西暦へ変更</p>



未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款 新旧対比表 (2020年4月1日改定)

改定前	改定後	備考
<p>《未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲》</p> <p>第5条 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、当該未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が80万円を超えないもの</p> <p>イ 省略</p> <p>ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当行に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる株式投資信託</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第10項各号に規定する株式投資信託</p>	<p>《未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲》</p> <p>第5条 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、当該未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が80万円（②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の全額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>イ 省略</p> <p>ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当行に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる株式投資信託（②に掲げるものを除きます。）</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項の規定により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる株式投資信託</p> <p>④ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する株式投資信託</p>	<p>文言挿入</p> <p>文言挿入</p> <p>③として文言挿入</p> <p>③に横下げ第17項を第20項へ変更第10項を第12項へ変更</p>

未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款 新旧対比表 (2020年4月1日改定)

改定前	改定後	備考
<p>2 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当行に対し、前項第1号ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる株式投資信託で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円を超えないもの</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第10項各号に規定する株式投資信託</p> <p>《課税未成年者口座等への移管》</p> <p>第7条 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① 非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下、「5年経過日」といいます。）において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（第5条第1項第1号ロ又は同条第2項第1号の移管がされるものを除く） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管</p>	<p>2 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当行に対し、前項第1号ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる株式投資信託（②に掲げるものを除きます。）で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円（②により受け入れた株式投資信託がある場合には、当該株式投資信託の移管に係る払出し時の全額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項の規定により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる株式投資信託</p> <p>④ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する株式投資信託</p> <p>《課税未成年者口座等への移管》</p> <p>第7条 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① 非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（第5条第1項第1号ロ若しくは第2号又は同条第2項第1号若しくは第2号の移管がされるものを除く） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管</p> <p>2 前項第1号イに規定する課税未成年者口座への移管並びに前項第1号ロ及び第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に及び、当該各号に定めるところにより行うこととします。</p> <p>② お客様が施行令第25条の13の8第5項第2号、第6項第2号若しくは第7項において準用する同号に規定する書面を提出した場合または当行</p>	<p>文言挿入</p> <p>文言挿入</p> <p>③として文言挿入</p> <p>③に横下げ第17項を第20項へ変更第10項を第12項へ変更</p> <p>文言変更</p> <p>2を追加</p>





未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款 新旧対比表 (2020年4月1日改定)

改定前	改定後	備考
<p>（非課税管理期定及び継続管理期定の管理）</p> <p>第8条 非課税管理期定又は継続管理期定に記載又は記録がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① 災害等による遡還等及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理期定又は継続管理期定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第6項に定める事由（以下、「上場等廃止事由」といいます。）による未成年者口座からの払出しによる移管又は遡還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座からの保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への遡還を行わないこと</p> <p>② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第18条第2号において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の富策所を經由して行われなければならないこと）又は贈与をしないこと</p> <p>イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号、第2号、第5号及び第6号に規定する事由による譲渡</p> <p>（未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知）</p> <p>第10条 未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座（租税特別措置法第</p>	<p>（非課税管理期定及び継続管理期定の管理）</p> <p>第8条 非課税管理期定又は継続管理期定に記載又は記録がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① 災害等による遡還等及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理期定又は継続管理期定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第6項に定める事由（以下、「上場等廃止事由」といいます。）による未成年者口座からの払出しによる移管又は遡還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座からの保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への遡還を行わないこと</p> <p>② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第18条第2号において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の富策所を經由して行われなければならないこと）又は贈与をしないこと</p> <p>イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号又は第7号に規定する事由による譲渡</p> <p>（未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知）</p> <p>第10条 未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座（租税特別</p>	<p>第6項から第8項へ変更</p> <p>文言変更</p> <p>文言変更</p>

未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款 新旧対比表 (2020年4月1日改定)

改定前	改定後	備考
<p>37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいいます。以下同じ。）以外の口座（同法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。）への移管に係るものに限り、当該場合には、当行は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取引した者）に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額及び、その払出しに係る事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。</p> <p>（出国時の取扱い）</p> <p>第11条 お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当行に対して租税特別措置法施行令第25条の18の8第9項第2号に規定する出国移管依頼書を提出してください。</p> <p>2 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。</p> <p>3 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当行に帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理期定への上場株式等の受け入れは行いません。</p> <p>（課税管理期定の金銭等の管理）</p> <p>第10条 課税未成年者口座に記載又は記録がされる上場株式等及び当該課税未成年者口座に預入れがされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p>	<p>措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。）への移管に係るものに限り、当該場合には、当行は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取引した者）に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額及び、その払出しに係る事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。</p> <p>（出国時の取扱い）</p> <p>第11条 お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当行に対して租税特別措置法施行令第25条の18の8第12項第2号に規定する出国移管依頼書を提出してください。</p> <p>2 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客様の未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。</p> <p>3 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当行に帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第18条の15の10第10項に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理期定への上場株式等の受け入れは行いません。</p> <p>（課税管理期定の金銭等の管理）</p> <p>第10条 課税未成年者口座に記載又は記録がされる上場株式等及び当該課税未成年者口座に預入れがされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p>	<p>第9項から第12項へ変更 文言変更</p> <p>第9項から第10項へ変更</p>





未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款 新旧対比表 (2020年4月1日改定)

改定前	改定後	備考
<p>② 当該上場株式等の第14条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を經由して行われぬものに限ります。）又は贈与をしないこと</p> <p>イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号、第2号、第5号又は第6号に規定する事由による譲渡</p> <p>（重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座がある場合）</p> <p>第18条 お客様の基準年の1月1日において、当行に重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座（特定口座である当該課税未成年者口座に限ります。以下この条において同じ。）を廃止いたします。</p> <p>2 前項の場合において、廃止される課税未成年者口座に係る振替口座簿に記載又は記録がされている上場株式等がある場合には、当該課税未成年者口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当行に開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座に移管します。</p> <p>（非課税口座のみなし開設）</p> <p>第26条 平成20年から平成25年までの各年（その年1月1日においてお客様が20歳である年に限ります。）の1月1日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合（出庫中である場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>（本契約の解除）</p> <p>第27条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p>	<p>② 当該上場株式等の第14条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を經由して行われぬものに限ります。）又は贈与をしないこと</p> <p>イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号又は第7号に規定する事由による譲渡</p> <p>（重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合）</p> <p>第18条 お客様が課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その基準年の1月1日において、当行に重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>2 前項の場合において、廃止される特定口座に係る振替口座簿に記載又は記録がされている上場株式等がある場合には、当該特定口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当行に開設されている当該特定口座以外の特定口座に移管します。</p> <p>（非課税口座のみなし開設）</p> <p>第26条 2017年から2023年までの各年（その年1月1日においてお客様が20歳である年に限ります。）の1月1日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合（出庫中である場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>（本契約の解除）</p> <p>第27条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p>	<p>文言変更</p> <p>文言変更</p> <p>文言挿入</p> <p>文言挿入 （）の文言を削除</p> <p>文言変更</p> <p>文言変更</p> <p>文言変更</p> <p>西暦へ変更</p>

未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款 新旧対比表 (2020年4月1日改定)

改定前	改定後	備考
<p>①～④ 省略</p> <p>⑤ 租税特別措置法施行令第25条の18の8第17項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日</p> <p>⑥ お客様が基準年の1月1日以降に出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法施行令第25条の18の8第17項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑦ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の18の8第17項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日</p> <p>⑧ お客様がこの約款の変更同意されないとき 当行の定める日</p> <p>（約款の変更）</p> <p>第30条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更同意したものとみなします。</p> <p>2 前項の通知は、変更の影響が軽微であると判断される場合には、当行ホームページへの掲載によって代えることがあります。</p> <p>附則</p> <p>この規定は、平成20年4月1日より適用させていただきます。</p>	<p>①～④ 省略</p> <p>⑤ 租税特別措置法施行令第25条の18の8第20項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日</p> <p>⑥ お客様が基準年の1月1日以降に出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法施行令第25条の18の8第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑦ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の18の8第20項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日</p> <p>⑧ を削除</p> <p>（約款の変更）</p> <p>第30条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに租法第54条の4の規定に基づき改定されることがあります。<u>改定を行なう旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u></p> <p>2項を削除</p> <p>附則</p> <p>この約款は2020年4月1日より適用させていただきます。 成年年齢に係る2019年税制改正に伴い、2020年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に、「19歳」を「17歳」に読み替えます。その場合、2020年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。</p>	<p>第17項から第20項へ変更</p> <p>第17項から第20項へ変更</p> <p>第17項から第20項へ変更</p> <p>⑧を削除</p> <p>文言変更</p> <p>2項を削除</p> <p>規定から約款へ変更 文言追加</p>





(6) 保護預り規程兼振替決済口座管理規程

保護預り規程兼振替決済口座管理規程 新旧対比表 (2020年4月1日改定)

改定前	改定後	備考
<p>〈規程の変更〉</p> <p>第28条 この規程は、法令の変更その他必要な事由が生じたときに変更することがあります。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規程の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成19年5月7日から施行する。 この規程は、平成19年9月30日から改正する。 この規程は、平成21年1月5日から改正する。 この規程は、平成28年1月4日から改正する。</p>	<p>〈規程の変更〉</p> <p>第28条 この規程は、法令の変更その他必要な事由が生じたときに、<u>民法第549条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規程の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他の方法により周知します。</u></p> <p>附 則</p> <p>この規程は、<u>2020年4月1日より適用いたします。</u></p>	<p>文言の変更</p>

(7) 一般債振替決済口座管理規程

一般債振替決済口座管理規程 新旧対比表 (2020年4月1日改定)

改定前	改定後	備考
<p>〈この規程の変更〉</p> <p>第22条 この規程は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改正されることがあります。なお、改正の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改正事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規程の改正にご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成19年5月7日から施行する。 この規程は、平成19年9月30日より改正する。 この規程は、平成21年1月5日より改正する。 この規程は、平成28年1月4日より改正する。</p>	<p>〈規程の変更〉</p> <p>第22条 この規程は、<u>法令の変更その他必要な事由が生じたときに、民法第549条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規程の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他の方法により周知します。</u></p> <p>附 則</p> <p>この規程は、<u>2020年4月1日より適用いたします。</u></p>	<p>文言の変更</p>





きらやか銀行

以上

お問い合わせ
きらやか銀行 事務部 資産運用事務管理課
担当: 三澤
お問い合わせ先: 023-628-3746



じもと HOLDINGS

